

社会福祉法人 豊中ほづみ福社会 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事会及び評議員会出席に伴う報酬)

第2条 理事・監事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、第3条及び第4条に基づき報酬等を支払うことができるものとする。

但し、理事会・評議員会出席による重複の支払い及び職員兼務者への支払いはしないものとする。

(役員等の運営業務に伴う報酬)

第3条 理事及び監事が理事会及び評議員会に出席した以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、下の別表1より実費弁償として支払うことができるものとする。

但し、職員兼務者への支払いはしないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、現金又は品物等にて本人に支給する。

別表1 (日額)

名 称	実費弁償
役員等運営業務報酬	10,000円

附則

この規則は平成29年6月22日より施行する。

附則

この規則は令和2年5月31日より施行する。

附則

この規則は令和4年4月1日より施行する。